

池田町の農業振興について
中間答申

令和4年11月21日

池田町農業振興協議会

目次

1	諮問項目	1
2	池田町農業振興協議会 委員名簿	1
3	池田町農業の現状と課題	1
4	提言	4
5	社口原の基盤整備農地の経過(現状)と課題	7
6	全体スケジュール	10
7	検証と最終答申	10
8	資料	11

1 諮問項目 「池田町の農業振興について」

2 池田町農業振興協議会 委員名簿

会長：	宮澤 敏文（学識経験者、大北地区農業振興推進協議会会長、長野県議会議員）	
会長代行：	矢口 新平（池田町議会議長）	
委員：	北原 富裕（長野県農業開発公社理事長）	
	鈴木 正幸（長野県農業試験場場長、病虫害防除所所長）	
	小松 俊一（長野県農政部農地整備課企画幹）	
	片瀬 善昭（池田町農業委員会会長）	
	櫻井 康人（（農）池田町ファーム代表理事）	
	中山 眞（地権者代表）	
	立岩 満（大北農協池田地区所長）	
	小田切 隆（前池田町副町長）	委員 10 人
アドバイザー：	佐藤 源彦（長野県北アルプス農業農村支援センター所長）	
	中塚 満（長野県北アルプス農業農村支援センター企画幹兼技術経営普及課長）	
	小林 照男（長野県北アルプス地域振興局農地整備課長）	
		アドバイザー 3 人

3 池田町農業の現状と課題

(1) 現状

日本国内では、人口の減少などを背景に主食用米の需要減少が続き、その減少幅は年間 10 万トンに広がっている。このため、長野県産コシヒカリ玄米の令和 3 年産の取引価格は、平成 30 年産と比べて 13.6%も減少している。（表 1）

池田町の農地は約 900ha（田：約 724ha、畑：約 169ha）で、919 経営体が耕作している。（表 2）

そのうち、30a 以上を耕作する経営体では、水稻が 479ha（74.5%）を占め、米価の下落や肥料等の生産資材費の高騰など経営に大きな影響を受けている。（表 3）

経営体の年齢構成は、農事組合 3 法人の構成員の平均年齢 72 歳、2 ha 以上耕作の個人農家は 56%で 70 歳以上と、高齢化が進んでいる。（表 2）

経営規模は、2 ha 未満を耕作する個人農家が 867 経営体（247.5ha）と、94%を小規模な個人農家が占めている。（表 2）

作付品目は、水稻、大豆などの『土地利用型作物』が 612ha（92.5%）と大半を占め、「野菜」「果樹」「花き」などの『労働集約型作物』は、醸造用ぶどう 20ha があるものの、その他の品目は 1 ha に満たず、わずかな面積となっている。（表 3）

水稻は、省力技術が普及し、低コスト（少人数）で農業経営を継続することができたが、人口減少や新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響で、日本の主食用米の需要量が一年間に 10 万トンずつ減少していることから、長野県産コシヒカリの米価は、平成 30 年産 16,087 円/60kg から令和 3 年産 13,901 円/60kg と大きく低下している。（表 1）

また、燃油や生産資材が大幅に高騰しているため、コスト増の影響を大きく受けている。

さらに、社口原の基盤整備農地（以下「社口原農地」という。）の現在の耕作者から、耕作を継続できない旨の申し出があり、早急に新たな耕作者を確保することが求められ

ている。

【表 1】 コメの相対取引価格推移（農林水産省公表）

産年(円/玄米60kg)		H30	R元	R2	R3
全銘柄	平均	15,688	15,716	14,529	12,879
コシヒカリ	長野	16,087	15,996	14,964	13,901
	新潟(魚沼)	21,147	21,009	20,336	20,362
	富山	15,936	15,981	15,452	13,773

【表 2】 池田町再生協水田経営計画書（R4.5.25時点）から

大分類	中分類	経営体数	面積	課題	
法人	農事組合（水稻中心）	2	160.8ha	構成員の高齢化 （平均72歳）	
	農事組合（麦・大豆等受託）	1	1.7ha		
	家族経営（後継者あり）	4	46.5ha	園芸作物、有機栽培への転換	
	会社	4	3.3ha		
個人 (2ha以上)	80歳以上	23 経営体 143.6ha	6	19.3ha	後継者の確保
	75歳以上		8	59.2ha	
	70歳以上		9	65.1ha	
	65歳以上	3	33.0ha		
	65歳未満	15	87.9ha		
小規模個人	1ha以上2ha未満	867 経営体 247.5ha	50	66.1ha	ほとんどが所得不十分
	20a以上1ha未満		313	138.6ha	
	20a未満（飯米農家）		504	42.8ha	
計		919	724.3ha		

【表 3】 2020 農林業センサス（※は2015。耕作面積30a未満の経営体は含んでいない）

品目	経営体数	作付面積	品目	経営体数	作付面積
水稻	249	479 ha	ねぎ	23	1 ha
小麦	27	56 ha	たまねぎ	15	1 ha
大麦・裸麦※	8	3 ha	ブロッコリー	4	1 ha 未満
そば	11	9 ha	きゅうり	13	非公表
その他雑穀	1	非公表	なす	17	1 ha 未満
ばれいしょ	10	1 ha 未満	トマト	22	1 ha
かんしょ	5	1 ha 未満	ピーマン	5	非公表
大豆	18	65 ha	いちご	1	非公表
小豆	6	1 ha 未満	その他の野菜	34	非公表
その他の豆類	2	非公表	りんご	4	1 ha
こんにゃくいも	1	非公表	ぶどう	11	20 ha
その他工芸農作物	4	1 ha 未満	日本なし	2	非公表
だいこん	13	1 ha 未満	西洋なし	1	非公表
にんじん	4	1 ha 未満	もも	4	1 ha
さといも	7	1 ha 未満	うめ	2	非公表
やまのいも	1	非公表	キウイフルーツ	1	非公表
はくさい	7	1 ha 未満	その他の果樹	2	非公表
キャベツ	11	1 ha	花き類	6	3 ha
ほうれんそう	9	非公表	その他の作物	7	2 ha

(2) 課題

ア 農業の担い手について

農業従事者の高齢化が進み、10年以内に多くの従事者がリタイアすることが見込まれ、担い手の確保が必要である。また、町内の農業経営体では、主力品目である水稻の全国的な需要減少、米価低迷、生産資材の高騰により、経営が悪化している。

リタイアする生産者が所有している機械や施設が遊休化する一方、リタイアする生産者から受け手となる生産者では新たな設備投資が必要となるため、遊休化する機械・設備が有効利用される仕組みが必要である。

また、受け手があれば預けたい小規模な経営体が多く、担い手となる生産者に農地が集約されるような仕組みが必要である。

さらに、担い手に必要な栽培に関する知識や技術の習得をはじめ、安定した農業経営に必要な経営理念を習得する場が必要である。

イ 作付け品目について

今後、安定した農業経営を継続するためには、現在、町で行われている水稻を主として麦や大豆の『土地利用型作物』による単一経営から、高収益が得られる果樹や野菜などの『労働集約型作物』を組み合わせた複合経営が必要である。

また、作付け品目の選定にあたっては、農地の条件や労働力等の有効利用を踏まえて選定を行う必要がある。

さらに、町や指導機関が連携して栽培技術を習得できる機会の提供が必要である。

4 提言

《 長野県初の町がリードする農業法人による農業振興 》

(1) 提言内容

- ア 国の補助事業で農地整備された社口原地区は、地権者から長野県中間管理機構が借り受け、令和8年末まで(農)池田町ファームで耕作する契約で推移してきたが、この法人から高齢化等の理由から耕作契約解消の申し入れがあったが、この整備事業の計画・採択・実施までの経過から「社口原の耕作再生」が迫られているため、池田町が責任をもって耕作者を確保し、耕作を継続する必要がある。
- (ア) 当協議会は、社口原の課題「耕作に必要な水の確保」は、隣接する小沢から取水し、適量の水の確保が可能なぶどう、ももなどの果樹の栽培が最適と判断した。その上に景観に優れる商品作物として、菜の花とひまわりを栽培・搾油し、新法人の冬季労働機会の創出と「花とハーブの里にふさわしい特産品の創生」を提案する。
- (イ) 隣接住民生活への農薬散布の影響については住民説明会を実施した。専門家である県果樹試験場の見解を基に、「計画される農薬量の少ない果樹の栽培では、隣接住民生活には今後使用される農薬での影響はほぼ考えられない。」との結論に至り、本論に示す果樹栽培計画を提案した。
- (ウ) 地権者や(農)池田町ファームから当協議会に『令和5年度以降の耕作はできない』との発言があり、事態は深刻と判断した。結論として、果樹等の耕作をする農業法人を令和5年度に設立する必要がある。
- (エ) 町内の後継者がいない農地の集積、社口原農地を始め、他のほ場に定植する新たなぶどう、もも、りんごは定植から収穫まで5年を要し、現在認定を受けている産地生産基盤パワーアップ事業(1/2 補助)の活用を考慮し、令和5年10月までに定植する。そのためには、令和5年度に法人設立するのが望ましい。
- イ 設立した農業法人は池田町と連携し、農地の集積、高付加価値農産物への取り組みを行い、新規耕作者を含め農業技術の習得や従事者の育成をする。
- ウ 過疎化する広津地区など農村集落の支援などを町と連携しながら実行する農業法人とする。
- エ 町内の他の農業法人と連携し、スマート農業や機械の効率化に取り組む。

(2) 町の役割

農地の集積・集約化と遊休地の活用のための公社の設置と連携する農業法人の設立

- ア 農業法人の設立
- イ 農業法人の経営安定に対する支援
- ウ 中山間地を含む農地の集積・集約化の主導
- エ 町内の農業法人の連携に対する支援
- オ 野生鳥獣による被害防止対策の実施
- カ 町民に対する農薬使用等の適切な情報提供

(3) 社口原農地等を活用する新農業法人の役割

「農地集積を行う町の公社」と連携して設立

ア 農業法人の目的

池田町の農業振興に向けて、社口原農地はじめ、町内の農地を集積し活用を図るほか、農業の担い手(後継者)の育成に取り組む。また、他の法人と連携して池田町全体の農業が未来にわたって継続されることを目的とする。

さらに、町の要請を受けて、農村集落の生活が安定して行えるよう多様な支援を展開する。

イ 農業法人の仕事

安定した経営と池田町農業の振興に向けて以下の業務に取り組む。

- (ア) 農地の有効利用と他の法人と労働力、機械・施設の相互補てん
- (イ) 水稻を中心とした農業経営を安定的に行うため、農地条件等にあった農産物の生産

【主な栽培品目】

水稻、果樹(ぶどう、りんご、もも)、野菜(アスパラガス、玉ねぎ)、菜の花・ヒマワリ(オイル)

- (ウ) 販売力向上のため、市場の需要に対応した農産物の生産、加工
- (エ) 町の要請による農村集落の生活支援

ウ 農業法人の構成と組織

図1のとおり

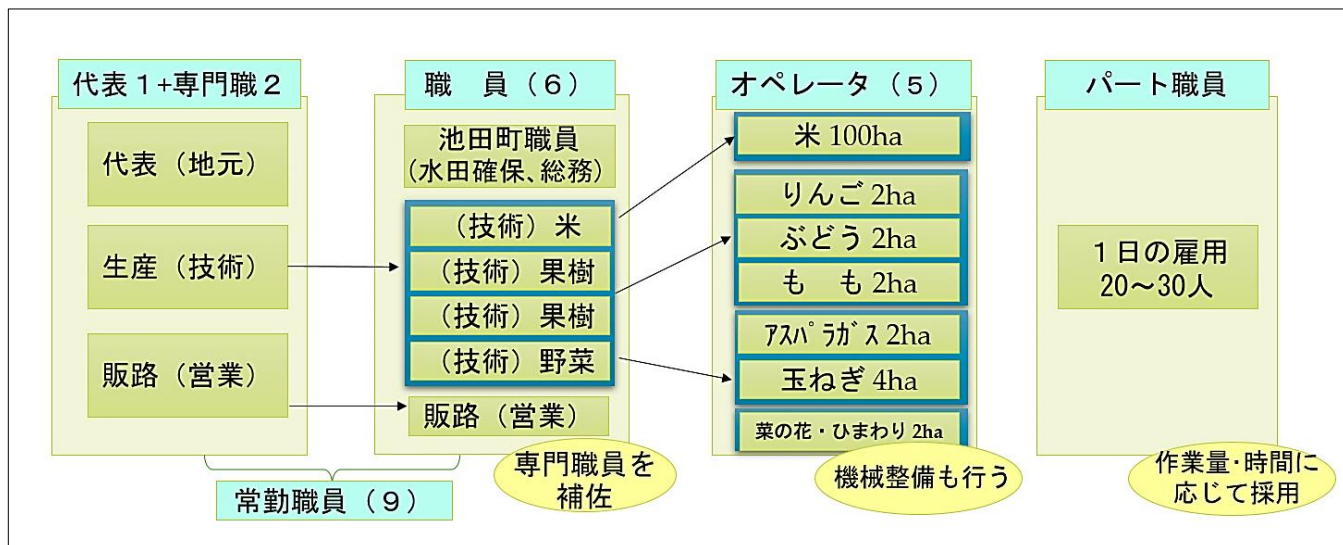
エ 農業法人の8年間の収支計画(資料1参照)

オ 他の認定農業生産法人・農家との連携と受け皿づくり

以下の項目について町等と連携して取り組む

- ①農地利用計画の策定協力
- ②農地の集約
- ③労働力、農業機械、施設の相互補てん

【図1】農業法人の構成と組織



新農業法人の概要

- (1) 資本金 1,000 万円 (池田町 (公社方式念頭)、町内農業者、JA、流通事業者)
 - (2) 役員と専門職 代表者は町内農業者、農業技術は長野県等、販売は全農長野等、農地の集約は町職員
 - (3) 創設年次 令和5年度当初までに完了
- ※内容 経営、営農、収支計画等は答申書本書で示す。

5 社口原農地の経過(現状)と課題

(1) 農地整備の経過(表4)

社口原農地は、池田町の東部山麓地域に位置し、農振農用地に位置付けられている5.6haの畑地である。

整備前は桑園であったが、養蚕業の衰退とともに荒廃化し、農地の有効活用がなされず、荒廃農地が獣の巣となり周辺の住環境にも悪影響を及ぼしていた。

このような状況の中、町は、平成14年度から、複数の用水路や農道の整備とともに社口原農地の整備を行うことにより町全体の活性化を図ることを目的とした国庫補助事業(中山間総合整備事業 池田東部地区)を導入し、策定した営農計画に基づき、荒廃桑園を優良農地として整備した。

この事業は、町が土地改良事業計画を策定し、国に事業申請を行い、県営事業として採択されたものである。

【表4】 社口原農地整備の経過

事業名	県営中山間総合整備事業	事業主体	長野県
事業内容 (地区全体)	農用地造成(1か所 A=5.6ha) 農業用排水路工 (7路線 L=3,373m) 農道工(7路線 L=2,115m)	事業申請者	池田町
		実施期間	H14~H23
		事業費	1,136,400千円
事業内容 (社口原)	農用地造成 A=5.6ha	実施期間	H21~H23
		事業費 (農地造成)	67,000千円
		事業費 (農道、水路他)	181,000千円
負担割合	国55%-県30%-町・地元15%	事業申請 H14.3.13	事業採択 H14.3.29
当初 営農計画	ラベンダー、そば、キュウリ、ハクサイ、ダイコン、カーネーション		
変更 営農計画	そば、カボチャ、ニンニク、リンドウ、サツマイモ、わらび、ラベンダー		
変更理由	当初の営農計画では十分な効果が得られないと国から指導があり、より収益性のある作物を導入した計画を国に変更協議し認められた。(H22.8.3)		

(2) 現状

ア 耕作者

現在の耕作者は、以下のとおりであり、長野県農地中間管理機構が地主から農地を借受け、(農)池田町ファームへ利用権を設定している。

【表5】 社口原農地の主な利用権設定

耕作者	(農)池田町ファーム
利用権設定期間	R1.6.28~R8.12.31
契約内容	ソバの作付けを行うための利用権(使用貸借)の設定

イ 営農

整備直後の農地では、滝沢南部営農組合により耕作が開始された。当初計画した品目では、営農できなかったことから、計画を変更し継続を試みたが実現せず、現在までソバを作付けすることで農地が維持されてきた。

(農)池田町ファームから町長に対し、「社口原農地の耕作について、担い手の高齢化、シカやイノシシといった獣害等によるソバの大幅な減収、さらに交付金制度の変更による収入減により、これ以上耕作を継続することはできない」と申し出があった。

(R4. 2. 21)

県は、県営事業で造成した農地の耕作の継続が危ぶまれていることを大きな問題として捉え、プロジェクト会議を設置し検討を始めた。

また、町においても「池田町農業振興協議会」を令和4年8月19日に設置した。

一方、農地は当初、令和4年の耕作はできないとされたが、(農)池田町ファームの尽力により、営農が継続されソバが栽培・収穫された。

更に、第4回池田町農業振興協議会(R4. 11. 4)において、R5以降は継続できない旨、(農)池田町ファームの代表理事から改めて申し出があった。

(3) 課題と提言

ア 農地・耕作者

(7) 課題

社口原農地は農振農用地であるが、令和5年以降の耕作継続の予定がない。

耕作が継続されず維持管理も行われない場合、補助事業で造成した農地であるため、国から補助金返還の指摘をうける可能性がある。仮に返還となる場合、町は農地の造成費用(67,000千円)のうち、国(55%)、県(30%)の負担分85%相当(56,950千円)の返還を求められる。これは町の財政状況を更に悪化させることになるばかりでなく、現在実施中の県営事業(会染西部地区)にも悪影響を及ぼしかねないことから、池田町が責任をもって社口原農地の耕作を令和5年度から継続するための法人の設立が求められている。

(4) 提言

- ・耕作を継続するためには、新たな耕作者(組織)が必要であり、町が主体となって確保する必要がある。
- ・新たな耕作者においては、水稻を中心として、収益性の高い園芸品目である果樹や野菜を組み合わせた複合経営を行うことが必要である。
- ・農地の諸条件(透水良好な土壌、西向き斜面で日当たり良好など)から、ぶどう、ももを選定。
- ・隣接集落と果樹ほ場との緩衝部には、景観にも優れる商品作物の菜の花、ヒマワリを栽培し、オイルの原料として利用する。
- ・新たな耕作者における冬季の雇用確保のため、搾油施設を含む体験加工施設を建設し、「花とハーブの里にふさわしい特産品」を開発、商品化する。

【図2】 社口原農地の作付け計画図（案）



イ 農薬

(7) 課題

- ・周辺住民から農薬使用に対する懸念が寄せられている。

(1) 提言

- ・町は周辺住民に対して、継続して農薬等についての十分な説明等を行う必要がある。
（「社口原を含めた農業再生と農薬に関する説明会（R4.11.12）」（資料2参照））

ウ 農業用水

(7) 課題

- ・農業用かん水施設が整備されていない。

(1) 提言

- ・営農を継続するために、かん水や防除を適切に行うため、農業用水を確保する必要がある。（資料3参照）

エ 獣害

(7) 課題

- ・侵入防止柵が設置されているものの農地全体が囲まれていないため、周辺の道路や沢、西側の林地からシカやイノシシが侵入し食害が発生している。

(1) 提言

- ・町が主体となって、野生動物が生息する林地と農地の間に侵入防止柵や緩衝帯を設置するほか、他地域で効果が確認されているヤギ放牧を行う等の対策が必要である。



ヤギの放牧(イメージ)

6 全体スケジュール

区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
組織体制	法人設立						
専門職	代表・経営 栽培技術		営業				
従業員	総務 1 人	部門別 4 人					
りんご 高密度	秋定植 2.0ha				収益化		
もも ぶどう棚	秋定植 2.0ha				収益化		
アスパラ 露地・ハウス		春定植 2.0ha		収益化			
玉ねぎ 露地		秋定植 4.0ha	収益化				
搾油用花		2.6ha					
水稲		収益化					
		80.0ha		86.0ha		100ha	
体験施設	計画	建設	供用開始				

7 検証と最終答申

(1) 検証

当協議会は、長野県から長野県農業開発公社、長野県農政部農地整備課、長野県農業試験場、大北地区農業振興推進協議会の代表者と、池田町から議会、農業委員会、地権者の代表者が参加している経過もあり、最終答申に向けて、中間答申の進捗状況の検証と協力のために委員からの要請に基づき、会長が会議を招集する。

(2) 最終答申

令和5年度に農業法人を設立し、社口原への果樹の定植が完了した時期とする。

8 資料

【資料1】農業生産法人の8年間の収支計画

1 作付面積

ha

品目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
水稲	0	80	80	86	86	100	100	100
ブドウ	(秋定植)	2	2	2	2	2	2	2
リンゴ	(秋定植)	2	2	2	2	2	2	2
もも	(秋定植)	2	2	2	2	2	2	2
アスパラガス		(春定植)	2	2	2	2	2	2
タマネギ		(秋定植)	4	4	4	4	4	4
なたね		(秋播種)	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
ヒマワリ		1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
搾油		ヒマワリ	なたね・ヒマワリ	なたね・ヒマワリ	なたね・ヒマワリ	なたね・ヒマワリ	なたね・ヒマワリ	なたね・ヒマワリ

2 単収・販売単価(果樹、アスパラガスは成園時)

kg/10a、円/kg

品目	単収	販売単価	備考
水稲	540	230	
ブドウ	1,600	1,587	R9収量70%、R10以降100%
リンゴ	5,000	290	R9収量70%、R10以降100%
もも	3,300	549	R9収量70%、R10以降100%
アスパラガス	1,000	1,250	R8収量70%、R9以降100%
タマネギ	5,000	90	
なたね	65	12,000	搾油後の量、製品販売単価、子実収穫量250kg/10a、搾油率26%
ヒマワリ	36	20,000	搾油後の量、製品販売単価、子実収穫量120kg/10a、搾油率30%

3構成員・労働力

○法人で負担

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	備考
専門職員									
代表	※	※	※	○	○	○	○	○	
栽培技術	△	△	△	△	△	△			県
営業		○	○	○	○	○	○	○	全農
職員									町
水田集積・庶務	△	△	△	△	△	△	△	△	
技術(水稲)		○	○	○	○	○	○	○	
技術(果樹)		○	○	○	○	○	○	○	
技術(果樹)		○	○	○	○	○	○	○	
技術(野菜)		○	○	○	○	○	○	○	
営業			○	○	○	○	○	○	

(人)

オペレーター	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
水稲機械作業・整備 1,500円/10a	0	2	2	2	2	3	3	3

パート職員	1,000円/時	軽作業を中心に随時雇用
-------	----------	-------------

4 施設機器の購入 補助事業を活用し投資額を削減

5 資本金 1,000万円

参考 資金計画

(千円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
現金預金	13,119	42,263	71,586	102,665	161,796	220,003	278,210	336,417
(内累積減価償却費相当額)	(3,889)	(33,552)	(63,214)	(94,297)	(125,380)	(159,857)	(194,335)	(228,812)
固定資産	51,412	216,073	186,411	164,635	133,552	120,724	86,247	51,770
資産計	64,531	258,336	257,997	267,300	295,348	340,727	364,457	388,187
借入金	59,301	280,625	303,625	341,932	341,932	327,224	290,865	254,507
資本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
利益剰余金	▲4,770	▲32,289	▲55,628	▲84,632	▲56,584	3,504	63,592	123,680
負債・資本計	64,531	258,336	257,997	267,300	295,348	340,727	364,457	388,187

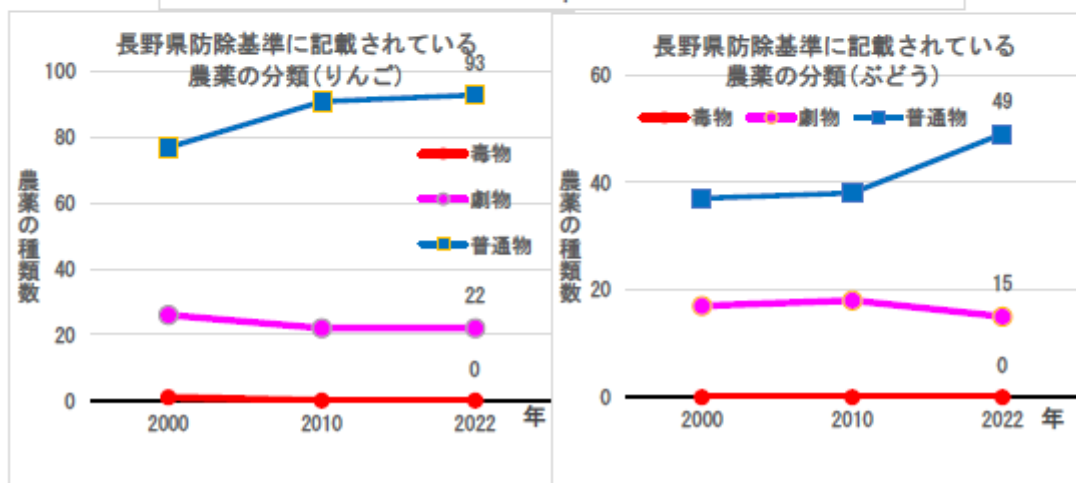
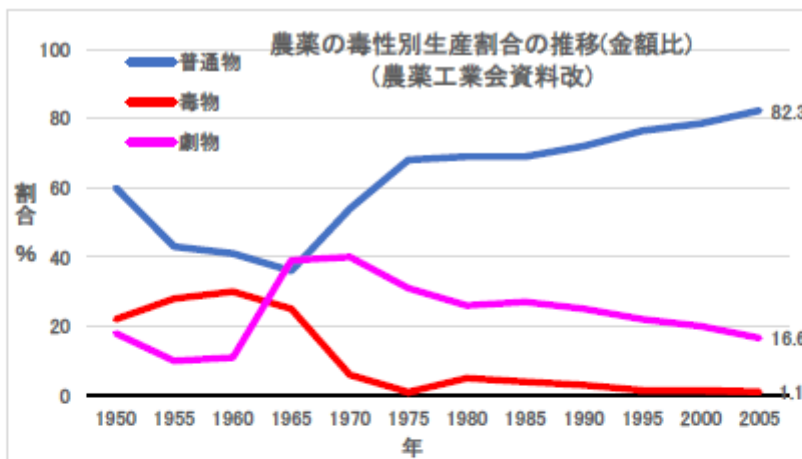
【資料2】農薬の安全性について (R4. 11. 12 説明会資料)

令和4年11月12日 池田町
 長野県果樹試験場長 笹脇彰徳

1. 「農薬の安全性 1化合物の安全性 (農薬工業会) ビデオの視聴 (約8分)

2. 農薬の開発について —毒物・劇物・普通物の分類—

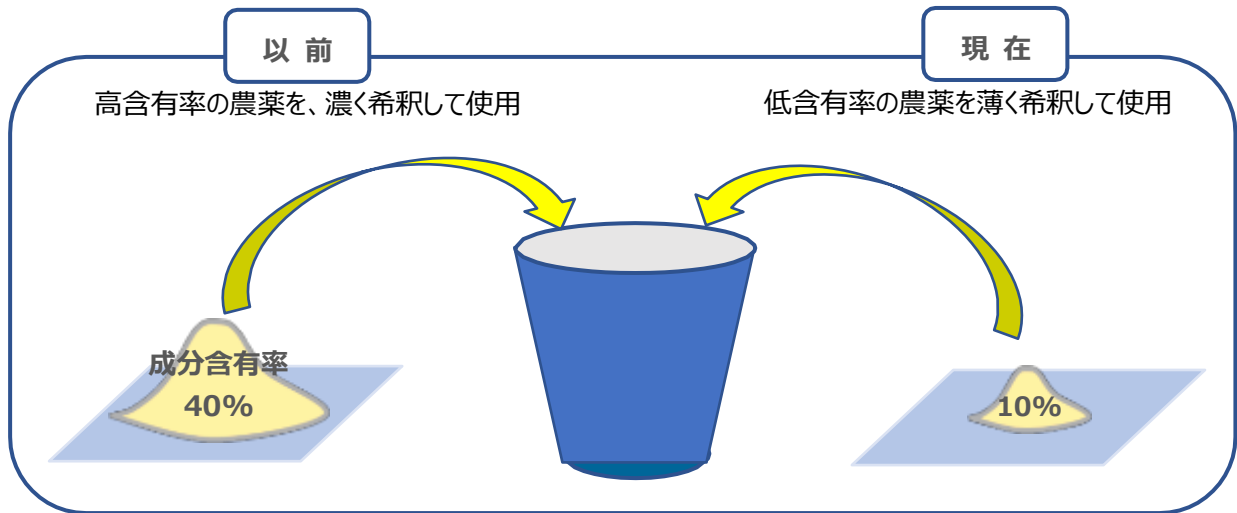
化学物質等の特性の一つである急性毒性 (吸収後短時間で影響発生) について、強い順に並べると、「毒物」>「劇物」>「普通物」になります。かつて農薬は、毒物や劇物の割合が高かった時代があります。現在は急性毒性が低い普通物が多くなっています。



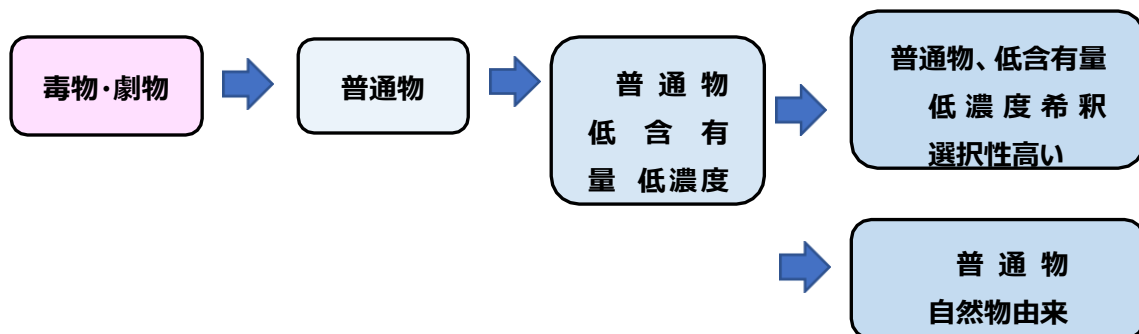
急性毒性の他に農薬の人への影響を評価する試験の一つに慢性毒性試験があります。これは、試験物質を動物に長期間にわたり繰り返し投与してどのような変化が現れるかを調べ、長期間の投与量と毒性との関係を知るための試験です。農薬登録にあたっては、この点についても厳しい基準があり、安全性が確認されています。

農薬は、人や環境への影響を十分に検討して安全性の高いものへと開発が進められてきました。具体的には、第二次世界大戦前後の農薬は、急性毒性が強い毒物や劇物に分類される化合物が多く開発されてきました。その後、急性毒性が弱い普通物へと開発が進みました。

さらには、自然界へ化学物質の投下を極力少なくすることを目的に、含有率が低くかつ、薄く希釈し低濃度で使用することができる農薬へと開発が進められてきました。



そして現在は、自然環境への影響をより配慮して特定の病害虫にしか効果が無い、選択性が高い農薬や、自然物由来の農薬が開発されています。

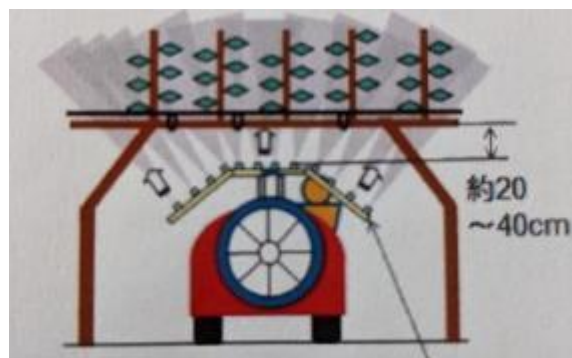


3. 散布された農薬の土壌残留について

別冊 ちゃんと知りたい農薬のこと末尾ページ【自然環境】や「生き物」に対しては？)

4. 散布機械の開発について

散布機械も少量の散布薬液で効率的に作物にかかるような工夫や、散布薬液の粒子が大きいノズルを使用して周辺への飛散が少なくなるような開発が進められています。



【資料3】 社口原の用水計画

1 用水計画の概要

(1) 目的

ぶどうやももを作付けするとしたことから、主に防除のために必要な施設とする。

(2) 全体計画

・主水源（小沢） : 0.5 リットル/秒 ⇒1,800 リットル/hr ⇒43,200 リットル/日

・予備水源（滝の沢） : 0.3 リットル/秒 ⇒1,080 リットル/hr ⇒25,900 リットル/日

※予備水源は旧簡易水道水源のため、関係者の同意が必要

2 用水計画

(1) 使用水量

果樹の1回10a当たりの使用水量をもとに、ピーク使用水量を算定する。

ぶどう 300 リットル 200a ⇒ 300×20=6,000 リットル

もも 500 リットル 140a ⇒ 500×14=7,000 リットル

基本的に、防除作業は重複して行わないものとするが、生育ステージによってはぶどう、ももを同時に防除することも想定されるため、1回の最大使用水量は、13,000 リットルとする。

(2) 施設規模

長さ3m×幅3m×高さ1.5mを基本とし、2か所の水源から導水し、貯水槽は2箇所設置することとする。（第1水槽、第2水槽）

加えて、地区下段には作業用の水槽として配水槽（第3水槽）を設置し、容量は、貯水槽の1/2とする。

(2) 構造

諸水槽：耐久性を考慮し、現場打鉄筋コンクリート造とする。（厚20cm）
蓋付き、管理用のゲートを設置する。

管路：水源から貯水槽 ポリエチレンパイプ（φ100mm、φ50mm）

貯水槽から配水槽 塩化ビニル管（φ50mm）

※体験施設周辺には、一部親水区間（開水路）の設置を検討する。

(3) 概算工事費 ※国庫補助事業の活用（国費1/2充当）可能

主水源（小沢）のみの利用：事業費 8,000 千円 ※必要用水量を充足

予備水源（滝の沢）を入れた場合 (14,000 千円)

○主水源（小沢）



○予備水源（滝の沢）



【資料4】 国等の支援制度（別紙）

- ・産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
- ・農地耕作条件改善事業
- ・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）

【資料5】 これまでの審議経過（表6）と議事録（別紙）

【表6】 審議経過

年月日	経過等	出席者	内容
R4. 8. 19	第1回協議会（池田町役場）	委員10人、アドバイザー3人	諮問、池田町農業の現状と課題を確認、
R4. 9. 7	先進地視察（（有）グリーンファーム清里、長野県果樹試験場、）	委員、農業委員、町議会議員など18人	行政とともに歩む大規模複合経営の先進事例、高付加価値農産物の栽培研究現場の視察
R4. 9. 14	第2回協議会（池田町役場）	委員9人、アドバイザー3人	
R4. 10. 8	農業関係者との意見交換会（池田町役場）	町内農業者20人	当協議会の経過説明、意見交換
R4. 10. 20	第3回協議会（池田町役場）	委員8人、アドバイザー3人	意見交換会結果分析、中間答申案の検討
R4. 11. 4	第4回協議会（池田町役場）	委員8人、アドバイザー3人	中間答申案の検討
R4. 11. 12	社口原地区を含めた農業再生と農業に関する説明会（池田町多目的研修センター）	町民21人	当協議会の経過、社口原農地の活用案、農業の安全性について説明
R4. 11. 21	第5回協議会（池田町役場）		中間答申